

# 第91回 定時株主総会招集ご通知

日時

令和5年6月29日（木曜日）  
午前10時

議案

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である  
取締役を除く）4名選任の件

場所

東京都中央区月島四丁目16番13号  
当社本社2階会議室

株式会社 **巴コーポレーション**

証券コード：1921

証券コード 1921  
令和5年6月8日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都中央区月島四丁目16番13号  
**株式会社 バコーポレーション**  
取締役社長 深 沢 隆

## 第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセス頂き、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和5年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区月島四丁目16番13号  
当社本社2階会議室（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 第91期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第91期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

##### 第1号議案

剰余金の処分の件

##### 第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

#### 4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

##### 【当社ウェブサイト】

<https://www.tomoe-corporation.co.jp/ir/agm.html>



##### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名（会社名）」に「巴コーポレーション」または「コード」に当社証券コード「1921」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



##### 【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）】

<https://www.soukai-portal.net>

QRコードは  
議決権行使書用紙に  
ございます

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ・事業報告の「5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

〈株主様へのお願い〉

株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました粗品は取りやめさせて頂いております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和5年6月29日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和5年6月28日（水曜日）  
午後5時入力完了分まで

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和5年6月28日（水曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

|    |  |  |  |
|----|--|--|--|
| 1. |  |  |  |
| 2. |  |  |  |
| 3. |  |  |  |
| 4. |  |  |  |

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットと書面により、二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いさせていただきます。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いさせていただきます。

書面により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取扱いさせていただきます。

# 『株主総会ポータル』のご案内

## 招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

### POINT 1

#### スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。  
株主総会資料も閲覧できます。

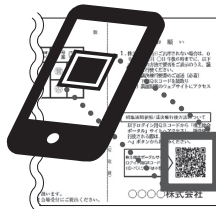
### POINT 2

#### 簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使  
書用紙に記載のQRコードを読み取り簡単  
にアクセスできます。

**ID・パスワードの入力は不要です。**

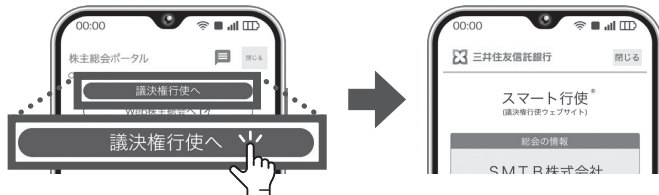
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



### POINT 3

#### 議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。  
議案を確認後、そのまま議決権行使が  
可能です。



インターネットによる議決権行使期限 **2023年6月28日(水)午後5時**

## PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の  
ログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

**株主総会ポータルURL**  
<https://www.soukai-portal.net>

### 《議決権行使方法》

右図の通り、ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



### ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

### 株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**0120-652-031** (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認  
ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、長期的な観点から安定的配当に努め、経営基盤の充実と企業競争力の強化を図るべく内部留保の充実に留意し、業績及び将来の見通し等総合的な観点から利益還元を行うことを基本方針としております。

第91期の期末配当につきましては、当期の業績動向を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金14円  
配当総額は、566,962,368円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和5年6月30日

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 当社における地位       |    |
|-------|--------------------|----------------|----|
| 1     | ふかさわ たかし<br>深沢 隆   | 代表取締役社長 社長執行役員 | 再任 |
| 2     | たかもと としゆき<br>高本 敏行 | 代表取締役 専務執行役員   | 再任 |
| 3     | かんざき けんじ<br>神崎 謙二  | 取締役 専務執行役員     | 再任 |
| 4     | みき やすひろ<br>三木 康裕   | 取締役 常務執行役員     | 再任 |

再任 再任取締役候補者



候補者番号

1

ふかさわ  
深沢

たかし  
隆 (昭和30年2月26日生)

所有する当社の株式数…………… 107,400株  
在任年数…………… 16年  
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

|         |                                |         |                        |
|---------|--------------------------------|---------|------------------------|
| 昭和52年4月 | 当社入社                           | 平成22年6月 | 当社副社長執行役員              |
| 平成14年6月 | 当社取締役、鉄構営業部門担当兼<br>鉄構営業第一部統括部長 | 平成23年6月 | 当社事業部門長兼営業統括           |
| 平成17年7月 | 当社執行役員、事業開発部兼鉄構<br>部門担当        | 平成24年6月 | 当社事業部門長                |
| 平成18年1月 | 当社常務執行役員                       | 平成25年6月 | 当社代表取締役（現任）            |
| 平成19年6月 | 当社取締役（現任）                      | 平成26年6月 | 当社取締役社長兼社長執行役員<br>（現任） |
| 平成20年6月 | 当社鉄構部門・事業開発部担当兼<br>事業開発部長      | 令和3年4月  | 当社事業部門総括<br>現在に至る      |
| 平成21年6月 | 当社専務執行役員、鉄構部門長、<br>事業開発部担当     |         |                        |

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

当社事業における豊富な知識と経験を活かし、さらなる事業の拡大に貢献するとともに、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定、グループ全体の監督機能強化を期待できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たかもと としゆき  
高本 敏行

(昭和29年8月7日生)

所有する当社の株式数…………… 22,900株  
在任年数…………… 8年  
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

## 【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                   |         |                                        |
|----------|-----------------------------------|---------|----------------------------------------|
| 昭和48年4月  | 当社入社                              | 平成28年4月 | 当社鉄構事業副事業部長兼西日本営業統括                    |
| 平成17年8月  | 当社鉄構部門鉄構営業部副部長                    | 平成30年6月 | 当社専務執行役員（現任）                           |
| 平成20年4月  | 当社大阪支店長                           | 令和2年4月  | 当社鉄構事業部長                               |
| 平成22年10月 | 当社鉄構部門鉄構営業副統括兼鉄構営業第一部長            | 令和2年6月  | 株式会社札幌巴コーポレーション代表取締役社長<br>（令和5年6月退任予定） |
| 平成23年6月  | 当社執行役員、事業部門営業副統括兼鉄構営業第一部長兼営業管理部部長 | 令和3年4月  | 当社営業総括                                 |
| 平成24年6月  | 当社鉄構営業統括                          | 令和4年4月  | 当社鉄構部門長（現任）、工場生産総括                     |
| 平成26年6月  | 当社常務執行役員                          | 令和4年6月  | 当社代表取締役（現任）                            |
| 平成27年6月  | 当社取締役（現任）                         | 令和5年1月  | 当社工場生産統括<br>現在に至る                      |

## 【重要な兼職の状況】

株式会社札幌巴コーポレーション代表取締役社長（令和5年6月退任予定）

## 取締役候補者とした理由

鉄構事業を担当する取締役として、豊富な営業経験と実績を活かし、さらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

かんざき けんじ  
神崎 謙二

(昭和33年4月11日生)

所有する当社の株式数…………… 11,600株  
在任年数…………… 2年  
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

## 【略歴、当社における地位及び担当】

|         |                         |        |                    |
|---------|-------------------------|--------|--------------------|
| 昭和56年4月 | 当社入社                    | 令和3年4月 | 当社常務執行役員、建設部門長（現任） |
| 平成21年4月 | 当社建設部門建設工事部副部長          | 令和3年6月 | 当社取締役（現任）          |
| 平成27年7月 | 当社事業部門建設工事部長            | 令和4年4月 | 当社専務執行役員（現任）       |
| 平成30年4月 | 当社執行役員                  | 令和5年4月 | 当社工事総括<br>現在に至る    |
| 令和2年4月  | 当社上席執行役員、事業部門建設事業建設工事統括 |        |                    |

## 【重要な兼職の状況】

なし

## 取締役候補者とした理由

建設工事の責任者としての豊富な知識と経験を活かし、客観的かつ長期的観点から業務執行を行い、さらなる企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

4

み き や す ひ ろ  
三木 康裕

(昭和39年7月13日生)

所有する当社の株式数…………… 5,300株  
在任年数…………… 4年  
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

|         |                                    |         |                              |
|---------|------------------------------------|---------|------------------------------|
| 昭和62年4月 | 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行           | 平成27年4月 | アジアSMB Cキャピタル・マーケット会社（香港） 社長 |
| 平成21年4月 | 同行東京中央法人営業第三部副部長                   | 平成29年9月 | 株式会社三井住友銀行監査部上席<br>審査役       |
| 平成23年4月 | 同行ストラクチャー審査部上席<br>審査役              | 平成31年4月 | 当社入社、常務執行役員（現任）<br>本社部門副部門長  |
| 平成25年4月 | SMB Cキャピタル・マーケット<br>会社（ニューヨーク） 副社長 | 令和元年6月  | 当社取締役（現任）                    |
|         |                                    | 令和2年6月  | 当社本社部門長<br>現在に至る             |

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

金融機関での豊富な知見を有しており、客観的かつ長期的観点から業務執行を行い、さらなる企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、当社取締役及び「事業報告の1.(6)重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為を含む）に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しております。

## 【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

| 氏名        | 当社における地位 (予定)     | 企業経営 | 財務会計 | コンプライアンス | 安全品質 環境 | 営業戦略 | 生産・施工技術 | 不動産 | 事業開発 | 独立性 |
|-----------|-------------------|------|------|----------|---------|------|---------|-----|------|-----|
| 深 沢 隆     | 代表取締役社長<br>社長執行役員 | ●    | ●    | ●        | ●       | ●    | ●       | ●   | ●    |     |
| 高 本 敏 行   | 代表取締役<br>専務執行役員   |      |      | ●        | ●       | ●    |         |     |      |     |
| 神 崎 謙 二   | 取締役<br>専務執行役員     |      |      | ●        | ●       |      | ●       |     |      |     |
| 三 木 康 裕   | 取締役<br>常務執行役員     | ●    | ●    | ●        | ●       |      |         | ●   |      |     |
| 堀 切 良 浩   | 取締役<br>(常勤監査等委員)  | ●    | ●    | ●        | ●       |      |         | ●   |      | ●   |
| 近 藤 一 樹   | 取締役<br>(常勤監査等委員)  | ●    | ●    | ●        | ●       |      |         | ●   |      | ●   |
| 元 結 正 次 郎 | 取締役<br>(監査等委員)    |      |      | ●        | ●       |      | ●       |     | ●    | ●   |

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、該当するすべての知見を表すものではありません。

以 上

# 事業報告

( 令和 4 年 4 月 1 日から  
令和 5 年 3 月 31 日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資を中心に緩やかに持ち直しております。しかしながら、物価上昇等により景気が下振れする可能性や、物価上昇を抑制するための世界的な金融引締めに伴う影響がわが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当業界におきましては、民間工事の受注が増加しており、業界全体として前年度よりも高い水準で推移しております。公共工事も底堅く推移しているものの、依然として原材料価格が高騰しており、先行き不透明な状況が続いております。

このような情勢下におきまして、当社グループは懸命な事業活動を展開いたしました結果、当連結会計年度の受注高は、前期を19%下廻る314億8千6百万円、売上高につきましては前期を42%上廻る359億8千2百万円となりました。

売上高の構成は、鉄構建設事業が前期を45%上廻る338億4千9百万円、不動産事業は前期を5%上廻る21億3千3百万円となり、構成比は鉄構建設事業94%、不動産事業6%であります。

次期への繰越高は前期を6%下廻る342億5千4百万円となりました。

利益につきましては、営業利益は37億8千2百万円、経常利益は43億1千3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は31億7千5百万円となりました。

受注工事の主なものは、R4圏央道三坂新田高架橋上部その1工事（国土交通省 関東地方整備局）、高知県佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場整備工事（公益財団法人エコサイクル高知）、仙台港バイオマスパワー発電所建設プロジェクトサイロ上屋鉄骨工事（仙台港バイオマスパワー合同会社）、愛知県新体育館整備・運営等事業（株式会社愛知国際アリーナ）、株式会社ロジスポ新D棟新築計画（有限会社富修）などであります。

なお、完成工事の主なものは、有田海南道路1号橋上部工事（国土交通省 近畿地方整備局）、（仮称）つがる市総合体育館建設工事（青森県つがる市）、（仮称）千葉公園体育館整備工事（千葉県千葉市）、プロロジスアーバン東京大田1プロジェクト（筑波特定目的会社）、TDK株式会社稲倉工場西サイトA1棟建設計画（TDK株式会社）、由利工業株式会社第3工場新築工事（由利工業株式会社）、いわき大王製紙株式会社5号ボイラー・3号タービン設置工事（いわき大王製紙株式会社）などであります。

### 当連結会計年度の企業集団の受注高・売上高・繰越高

（単位：百万円）

| 区 分         | 前 期 繰 越 高 | 当 期 受 注 高 | 当 期 売 上 高 | 次 期 繰 越 高 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 鉄 構 建 設 事 業 | 36,616    | 31,486    | 33,849    | 34,254    |
| 不 動 産 事 業   | －         | 2,133     | 2,133     | －         |
| 合 計         | 36,616    | 33,620    | 35,982    | 34,254    |

- (注) 1.不動産事業の当期受注高は、便宜上、その売上高を記載しております。  
2.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の企業集団の設備投資等の状況につきましては、賃貸用不動産の購入その他で12億4千6百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は令和2年度より3年間、中期経営計画『TOMOE KEEP on 3』を掲げて全社一丸となって目標達成に向け、邁進して参りました。その結果、最大の課題であった完成工事高営業利益率の目標数値を達成し、『TOMOE KEEP on 3』の最終年度を締めくくりました。

架け橋の3年間と位置付けていた『TOMOE KEEP on 3』を終え、橋の先に続く基盤を更に強化していくため、今年度より新たな目標である中期経営計画『TOMOE BUILD up 5』を策定し、全社員が同じ目標のもと、新たな5年間をスタートいたしました。

『TOMOE BUILD up 5』では、東京証券取引所プライム市場への参入を十分に狙える立ち位置に付けるよう、グループ保有力の有効活用推進、事業基盤の強化、周辺領域の拡大を図るべく新たな目標を掲げ、計画を推進しております。

株主の皆様におかれましては、何卒今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

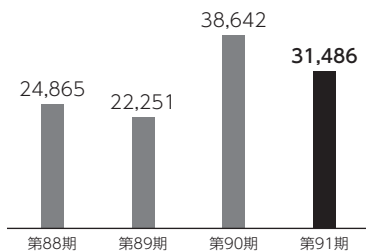
企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 第 88 期<br>(31.4~2.3) | 第 89 期<br>(2.4~3.3) | 第 90 期<br>(3.4~4.3) | 第 91 期<br>(4.4~5.3) |
|---------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 受 注 高               | 24,865百万円            | 22,251百万円           | 38,642百万円           | 31,486百万円           |
| 売 上 高               | 31,683百万円            | 23,222百万円           | 25,301百万円           | 35,982百万円           |
| 営 業 利 益             | 2,622百万円             | 2,048百万円            | 3,497百万円            | 3,782百万円            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 | 2,022百万円             | 1,679百万円            | 2,756百万円            | 3,175百万円            |
| 1株当たり当期純利益          | 51円10銭               | 42円42銭              | 69円64銭              | 80円20銭              |
| 総 資 産               | 43,404百万円            | 51,005百万円           | 51,635百万円           | 56,567百万円           |

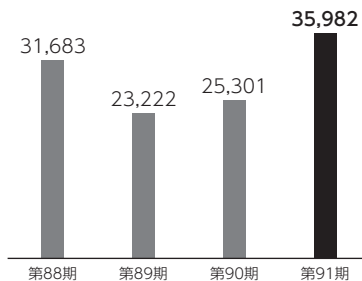
(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.第90期期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用しております。

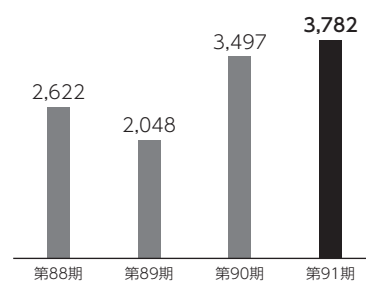
■ 受注高 (単位: 百万円)



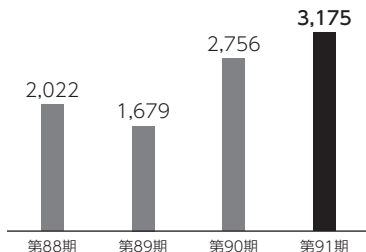
■ 売上高 (単位: 百万円)



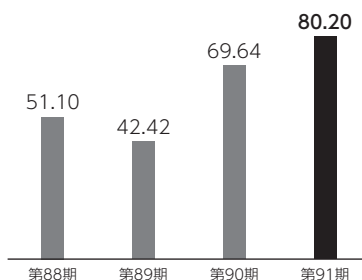
■ 営業利益 (単位: 百万円)



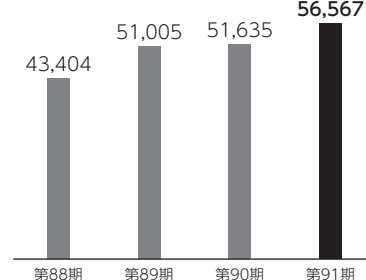
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



■ 総資産 (単位: 百万円)





## (6) 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金   | 出資比率  | 主要な事業内容    |
|----------------|-------|-------|------------|
| (株)札幌巴コーポレーション | 50百万円 | 87.5% | 鋼構造物の製作、施工 |
| (株)東北巴コーポレーション | 80百万円 | 70.0% | 鋼構造物の製作、施工 |

## (7) 主要な事業内容（令和5年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社2社及び関連会社2社で構成されており、建設業法による特定建設業者（特－2第4607号）として国土交通大臣の許可と、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者（4）第87727号として東京都知事の免許を受けて、次の事業を行っております。

鉄 構 建 設 事 業……………立体構造物・橋梁・鉄骨・鉄塔の設計、製作、施工並びに総合建設工事の企画、設計、施工

不 動 産 事 業……………不動産の売買、管理及び賃貸借並びにこれらの仲介

## (8) 主要な営業所及び工場（令和5年3月31日現在）

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 本 社 | 東京都中央区月島四丁目16番13号 |
| 支 店 | 東京支店（東京都中央区）      |
|     | 札幌支店（北海道札幌市）      |
|     | 東北支店（宮城県仙台市）      |
|     | 宇都宮支店（栃木県宇都宮市）    |
|     | 名古屋支店（愛知県名古屋市）    |
|     | 大阪支店（大阪府大阪市）      |
|     | 九州支店（福岡県福岡市）      |
| 工 場 | 小山工場（栃木県小山市）      |
|     | 札幌工場（北海道北広島市）     |
|     | 十和田工場（青森県十和田市）    |

## (9) 従業員の状況 (令和5年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 区 分         | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|-------------|---------|-------------|
| 鉄 構 建 設 事 業 | 402名    | 9名増         |
| 不 動 産 事 業   | 3名      | —           |
| 全 社 ( 共 通 ) | 45名     | 1名増         |
| 合 計         | 450名    | 10名増        |

### ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 379名    | 10名増        | 41.2歳   | 14.3年       |

## (10) 主要な借入先の状況 (令和5年3月31日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 額    |
|-----------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 1,373百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 555百万円   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 542百万円   |

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 40,763,046株 (うち自己株式265,734株)  
 (3) 株 主 数 4,543名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                       | 持 株 数 (千株) | 持 株 比 率 (%) |
|---------------------------------------------|------------|-------------|
| 公 益 財 団 法 人 野 澤 一 郎 育 英 会                   | 2,420      | 5.9         |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 2,192      | 5.4         |
| 株 式 会 社 泉 興 産                               | 2,090      | 5.1         |
| 株 式 会 社 野 澤                                 | 2,038      | 5.0         |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                         | 2,023      | 4.9         |
| 住 友 不 動 産 株 式 会 社                           | 1,978      | 4.8         |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行                       | 1,929      | 4.7         |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                           | 1,928      | 4.7         |
| B L A C K C L O V E R L I M I T E D         | 1,703      | 4.2         |
| 株 式 会 社 巴 技 研                               | 1,481      | 3.6         |

- (注) 1.持株比率は自己株式 (265,734株) を控除して計算しております。  
 2.持株数の千株未満は、切り捨てて表示しております。  
 3.持株比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（令和5年3月31日現在）

| 地 位                    | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                      |
|------------------------|-----------|----------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>取 締 役 社 長 | 深 沢 隆     | 社長執行役員、事業部門総括                                |
| 代 表 取 締 役              | 高 本 敏 行   | 専務執行役員、鉄構部門長、工場生産統括<br>（株）札幌巴コーポレーション代表取締役社長 |
| 取 締 役                  | 神 崎 謙 二   | 専務執行役員、建設部門長、建設工事統括                          |
| 取 締 役                  | 三 木 康 裕   | 常務執行役員、本社部門長                                 |
| 取 締 役                  | 西 原 普 明   | 常務執行役員                                       |
| 取 締 役                  | 山 内 博 文   | 常務執行役員、建設部門副部門長、建設営業統括、<br>東日本営業統括           |
| 取締役（常勤監査等委員）           | 堀 切 良 浩   |                                              |
| 取締役（常勤監査等委員）           | 近 藤 一 樹   |                                              |
| 取締役（監査等委員）             | 元 結 正 次 郎 | 国立大学法人東京工業大学環境・社会理工学院教授                      |

- (注) 1.取締役（監査等委員）堀切良浩、近藤一樹、元結正次郎の各氏は社外取締役であります。
- 2.取締役（常勤監査等委員）堀切良浩氏は、長年金融機関に在籍し、また事業会社の企画・経理担当取締役としての経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 3.取締役（常勤監査等委員）近藤一樹氏は、長年の金融機関及び事業会社勤務の経験から、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 4.取締役（監査等委員）元結正次郎氏は、長年、東京工業大学にて研究職に従事しており、当社が得意とする構造設計に関する相当の知見を有しております。
- 5.社内の情報収集及び監査等の環境の整備を行うことにより、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、堀切良浩氏及び近藤一樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 6.社外取締役（監査等委員）堀切良浩、近藤一樹、元結正次郎の各氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 7.当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

8.当社は、当社取締役及び「事業報告の1.(6)重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為(不作為を含む)に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しております。

## (2) 取締役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月12日開催の取締役会において取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、当該決定方針に基づき、基本報酬については、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、賞与については、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、連結当期純利益等を参考に、各取締役の当期の業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮した上で、取締役会から委任を受けた代表取締役社長である深沢隆が決定しております。

取締役会は上記決定は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 報酬決定の方法

当社取締役の報酬は、取締役（監査等委員であるものを除く）と監査等委員である取締役を区分し、株主総会の決議によってその報酬枠を定め、取締役（監査等委員であるものを除く）については監査等委員である取締役の意見を聞いたうえで、取締役会の決議により報酬案の基本方針を決定する。代表取締役社長である深沢隆は各取締役の基本報酬の額及び、賞与の評価配分の決定の委任を受けるものとし、取締役会にて決議された報酬案の基本方針に基づき、決定する。

#### 2. 報酬決定の基本方針

##### a 各取締役に共通する事項

当社取締役の報酬は月例の基本報酬及び6月、12月の賞与であり、共に全額固定報酬とする。月例報酬については業務内容及び能力、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案した上で報酬水準を決定する。賞与については月例報酬の決定方法に加え、従業員の賞与額を参考に配分を決定する。

##### b 代表取締役

基本報酬については、当社全体の前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価、中期経営計画の達成状況を考慮し、決定する。賞与については連結当期純利益等を参考に、当社全体の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

### c 事業部門担当取締役

#### ・鉄構部門担当取締役

基本報酬については、鉄構部門前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、連結当期純利益等を参考に、鉄構部門の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

#### ・建設部門担当取締役

基本報酬については、建設部門前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、連結当期純利益等を参考に、建設部門の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

#### ・管理部門担当取締役

基本報酬については、事業部門担当取締役の報酬を参考に当社全体の予算の達成度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、事業部門担当取締役の報酬を参考に職務遂行の評価を考慮し、決定する。

### 3. 報酬に関する株主総会の決議

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及びその内容は、取締役（監査等委員であるものを除く）と監査等委員である取締役を区分し、それぞれ総枠を取締役（監査等委員であるものを除く）は300百万円以内、監査等委員である取締役は100百万円以内として、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において決議している。

### ②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 155<br>(-)      | 155<br>(-)      | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 6<br>(-)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 33<br>(33)      | 33<br>(33)      | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 188<br>(33)     | 188<br>(33)     | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 9<br>(3)              |

- (注) 1.取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。
- 2.取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
- 3.取締役会は、代表取締役社長である深沢隆に対し各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員である取締役がその妥当性等について確認いたしました。

③社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。



### (3) 社外取締役に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）元結正次郎氏は、国立大学法人東京工業大学の教授であります。

国立大学法人東京工業大学と当社との間には特別な利害関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

|                         | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（常勤監査等委員）<br>堀 切 良 浩 | 当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会17回のうち17回に出席いたしました。社外取締役就任以降、金融機関及び事業会社での豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。<br>監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、委員長として大局的かつ専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。 |
| 取締役（常勤監査等委員）<br>近 藤 一 樹 | 当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会17回のうち17回に出席いたしました。社外取締役就任以降、金融機関及び事業会社での豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。<br>取締役会及び監査等委員会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。                                                                   |
| 取締役（監査等委員）<br>元 結 正 次 郎 | 当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会17回のうち17回に出席いたしました。社外取締役就任以降、特に、長年にわたる東京工業大学での研究の経験を活かした構造設計の専門的な立場による多角的な観点から、監督、助言等を行うなど、当社経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。<br>取締役会及び監査等委員会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。                             |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支 払 額 |
|---------------------------------------|-------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 41百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額   | 41百万円 |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部                |                   |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>20,983,179</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>8,367,907</b>  |
| 現金預金            | 3,643,875         | 支払手形・工事未払金等            | 4,929,374         |
| 受取手形            | 239,976           | 短期借入金                  | 1,336,000         |
| 電子記録債権          | 255,400           | 未払法人税等                 | 669,924           |
| 完成工事未収入金等       | 7,600,501         | 契約負債                   | 471,903           |
| 契約資産            | 6,788,239         | 完成工事補償引当金              | 30,525            |
| 未成工事支出金         | 1,730,156         | 賞与引当金                  | 451,608           |
| 材料貯蔵品           | 171,599           | 工事損失引当金                | 21,000            |
| 販売用不動産          | 16,000            | その他                    | 457,571           |
| その他             | 567,263           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>6,275,395</b>  |
| 貸倒引当金           | △29,834           | 長期借入金                  | 1,224,500         |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>35,584,469</b> | 繰延税金負債                 | 2,918,093         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,311,866</b> | 役員退職慰労引当金              | 10,981            |
| 建物・構築物          | 7,774,932         | 退職給付に係る負債              | 530,269           |
| 機械・運搬具          | 717,977           | その他                    | 1,591,550         |
| 工具器具備品          | 65,665            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>14,643,302</b> |
| 土地              | 6,703,877         | 純 資 産 の 部              |                   |
| リース資産           | 41,824            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>36,719,545</b> |
| 建設仮勘定           | 1,007,588         | 資本金                    | 3,000,012         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>205,170</b>    | 資本剰余金                  | 1,749,049         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>19,067,431</b> | 利益剰余金                  | 32,389,241        |
| 投資有価証券          | 18,805,819        | 自己株式                   | △418,757          |
| その他             | 261,619           | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>5,204,801</b>  |
| 貸倒引当金           | △7                | その他有価証券評価差額金           | 5,278,560         |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>56,567,649</b> | 退職給付に係る調整累計額           | △73,758           |
|                 |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>41,924,346</b> |
|                 |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>56,567,649</b> |

# 連結損益計算書

(令和4年4月1日から)  
(令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金          | 額          |
|-------------------------------|------------|------------|
| 売 上 高                         |            | 35,982,936 |
| 完 成 工 事 高                     | 33,849,436 |            |
| 不 動 産 事 業 売 上 高               | 2,133,500  |            |
| 売 上 原 価                       |            | 30,097,775 |
| 完 成 工 事 原 価                   | 29,199,136 |            |
| 不 動 産 事 業 売 上 原 価             | 898,639    |            |
| 売 上 総 利 益                     |            | 5,885,161  |
| 完 成 工 事 総 利 益                 | 4,650,300  |            |
| 不 動 産 事 業 総 利 益               | 1,234,861  |            |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |            | 2,103,125  |
| 営 業 業 利 益                     |            | 3,782,035  |
| 営 業 外 収 益                     |            | 618,648    |
| 受 取 利 息 配 当 金                 | 594,775    |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 12,928     |            |
| そ の 他                         | 10,944     |            |
| 営 業 外 費 用                     |            | 87,422     |
| 支 払 利 息                       | 37,447     |            |
| 控 除 対 象 外 消 費 税 等             | 44,118     |            |
| そ の 他                         | 5,856      |            |
| 経 常 利 益                       |            | 4,313,261  |
| 特 別 損 失                       |            | 66,421     |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 66,421     |            |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |            | 4,246,839  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       |            | 1,264,713  |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |            | △193,012   |
| 当 期 純 利 益                     |            | 3,175,138  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |            | 3,175,138  |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>20,330,813</b> | <b>流動負債</b>     | <b>8,372,004</b>  |
| 現金預金            | 3,142,656         | 支払手形            | 143,700           |
| 受取手形            | 239,976           | 工事未払金           | 4,995,427         |
| 電子記録債権          | 255,400           | 短期借入金           | 1,336,000         |
| 完成工事未収入金        | 7,565,936         | 未払金             | 212,778           |
| 不動産事業未収入金       | 34,565            | 未払法人税等          | 621,179           |
| 契約資産            | 6,788,239         | 契約負債            | 471,903           |
| 未成工事支出金         | 1,697,513         | 完成工事補償引当金       | 30,525            |
| 材料貯蔵品           | 28,994            | 賞与引当金           | 400,000           |
| 販売用不動産          | 16,000            | その他             | 160,491           |
| その他             | 591,869           | <b>固定負債</b>     | <b>5,911,567</b>  |
| 貸倒引当金           | △30,340           | 長期借入金           | 1,224,500         |
| <b>固定資産</b>     | <b>34,559,586</b> | 長期預り敷金保証金       | 1,354,461         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>14,271,695</b> | 繰延税金負債          | 2,905,029         |
| 建物              | 6,413,355         | 退職給付引当金         | 264,051           |
| 構築物             | 226,411           | その他             | 163,524           |
| 機械装置            | 235,698           | <b>負債合計</b>     | <b>14,283,572</b> |
| 車両運搬具           | 2,418             | 純資産の部           |                   |
| 工具器具備品          | 48,071            | <b>株主資本</b>     | <b>35,343,858</b> |
| 土地              | 5,972,151         | 資本金             | 3,000,012         |
| リース資産           | 37,313            | 資本剰余金           | 1,658,242         |
| 建設仮勘定           | 1,336,273         | 資本準備金           | 1,658,242         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>194,132</b>    | <b>利益剰余金</b>    | <b>30,795,733</b> |
| ソフトウェア          | 161,603           | 利益準備金           | 750,003           |
| その他             | 32,529            | その他利益剰余金        | 30,045,730        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>20,093,758</b> | 固定資産圧縮積立金       | 2,310,673         |
| 投資有価証券          | 18,763,792        | 別途積立金           | 7,700,000         |
| 関係会社株式          | 590,035           | 繰越利益剰余金         | 20,035,057        |
| 長期営業外未収入金       | 44,000            | <b>自己株式</b>     | <b>△110,130</b>   |
| その他             | 696,905           | <b>評価・換算差額等</b> | <b>5,262,968</b>  |
| 貸倒引当金           | △975              | その他有価証券評価差額金    | 5,262,968         |
| <b>資産合計</b>     | <b>54,890,399</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>40,606,826</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>54,890,399</b> |

# 損益計算書

(令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金          | 額          |
|-----------------|------------|------------|
| 売 上 高           |            | 35,988,180 |
| 完成工事高           | 33,849,436 |            |
| 不動産事業売上高        | 2,138,744  |            |
| 売 上 原 価         |            | 30,486,802 |
| 完成工事原価          | 29,588,163 |            |
| 不動産事業売上原価       | 898,639    |            |
| 売 上 総 利 益       |            | 5,501,377  |
| 完成工事総利益         | 4,261,272  |            |
| 不動産事業総利益        | 1,240,105  |            |
| 販売費及び一般管理費      |            | 2,028,921  |
| 営 業 利 益         |            | 3,472,456  |
| 営業外収益           |            | 625,447    |
| 受取利息配当金         | 611,843    |            |
| その他             | 13,604     |            |
| 営業外費用           |            | 87,400     |
| 支払利息            | 37,447     |            |
| 控除対象外消費税等       | 44,097     |            |
| その他             | 5,856      |            |
| 経 常 利 益         |            | 4,010,502  |
| 特 別 損 失         |            | 61,669     |
| 固定資産除却損         | 61,669     |            |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |            | 3,948,832  |
| 法人税、住民税及び事業税    |            | 1,153,362  |
| 法人税等調整額         |            | △ 193,481  |
| 当 期 純 利 益       |            | 2,988,952  |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月25日

株式会社 巴コーポレーション  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠藤正人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上裕人

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴コーポレーションの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月25日

株式会社 巴コーポレーション  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠藤 正 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 裕 人

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社巴コーポレーションの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査結果の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 5 年 5 月 26 日

株式会社 バコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 堀 切 良 浩 ㊞

常勤監査等委員 近 藤 一 樹 ㊞

監 査 等 委 員 元 結 正 次 郎 ㊞

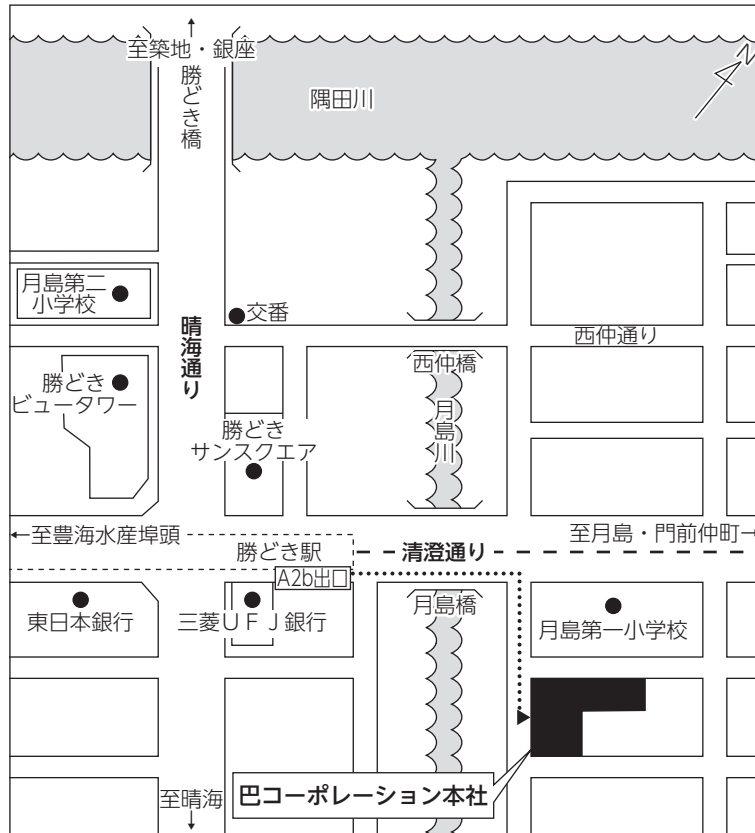
(注) 常勤監査等委員堀切良浩、近藤一樹及び監査等委員元結正次郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会会場ご案内

会 場：東京都中央区月島四丁目16番13号 当社本社2階会議室

電 話：03-3533-5311(代表)

アクセス：地下鉄／都営大江戸線勝どき駅下車 A2b出口より徒歩3分



お願い：駐車場の準備がないため、車でのご来場はご遠慮ください。